



IFRS<sup>®</sup>

Sustainability

2025年4月

## 公開草案

IFRS<sup>®</sup>サステナビリティ開示基準

### 温室効果ガス排出の開示に対する修正 IFRS S2号の修正案

コメント期限：2025年6月27日

# 公開草案

温室効果ガス排出の開示に対する修正

IFRS S2 号の修正案

コメント期限：2025年6月27日

Exposure Draft ISSB/ED/2025/1 is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by **27 June 2025** and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidentiality. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2025 IFRS Foundation

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or by visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation has trade marks registered around the world including 'FSA®', the 'Hexagon Device' logo®, 'IAS®', 'IASB®', 'IFRIC®', 'IFRS®', the 'IFRS®' logo, 'IFRS for SMEs®', 'ISSB®', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'International Financial Reporting Standards Foundation®', 'IFRS Foundation®', 'NIIF®', 'SASB®', 'SIC®', 'SICS®', and 'Sustainable Industry Classification System®'. Further details of the IFRS Foundation's trade marks are available from the IFRS Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

# 公開草案

温室効果ガス排出の開示に対する修正

IFRS S2 号の修正案

コメント期限：2025年6月27日

公開草案 ISSB/ED/2025/1 は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2025年6月27日までに到着する必要があるため、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

回答者が秘密扱いの要求をしない限り、すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、ISSB 及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

### © 2025 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

ISSB の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘FSA®’、Hexagon Device® ロゴ、‘IAS®’、‘IASB®’、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS® ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、‘ISSB®’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards Foundation®’、‘IFRS Foundation®’、‘NIIF®’、‘SASB®’、‘SIC®’、‘SICS®’ 及び ‘Sustainable Industry Classification System®’ がある。IFRS 財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて IFRS 財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## 目次

	開始ページ
はじめに	7
コメント募集	9
<b>IFRS S2号「気候関連開示」に対する修正 [案]</b>	<b>13</b>
ISSBによる公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」(2025年4月公表) の承認	22
公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」に関する結論の根拠 (別冊参照)	

## はじめに

### ISSBは何を提案しているのか

- IN1 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、IFRS S2 号「気候関連開示」に対する的を絞った修正を提案している。特定の温室効果ガス排出の開示要求に対する追加的な救済措置を提供するとともに、既存の救済措置を明確化するためである。
- IN2 具体的には、ISSBは、次に関連する IFRS S2 号の要求事項の修正を提案している。
- (a) 「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出で、デリバティブに関連するもの、投資銀行に関連する特定の金融活動に関連するもの（ファシリテーションに係る排出）並びに保険及び再保険引受に関連するもの（保険に関連する排出）の測定及び開示
  - (b) ファイナンスド・エミッションに関する情報の開示に関連する特定の要求事項の適用における「世界産業分類基準」の使用
  - (c) 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」以外の温室効果ガス排出の測定方法の使用（法域の当局又は企業が上場する取引所が、企業の一部について異なる測定方法の使用を要求している場合）
  - (d) 報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル」の評価における100年の時間軸に基づく地球温暖化係数（GWP: Global Warming Potential）の数値以外のGWPの数値の使用（法域の当局又は企業が上場する取引所が、異なるGWPの数値の使用を要求している場合）

### ISSBが本公開草案を公表している理由

- IN3 IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号の適用を支援することは、ISSB の作業計画における最上位の優先事項である<sup>1</sup>。ISSB は、これらの基準の導入（implementation）を支援するためのさまざまな活動に取り組んでおり、それらには教育的資料の開発及びキャパシティビルディングの取組みへの支援などがある<sup>2</sup>。また、適用に関する利害関係者の質問について公開で議論するために、「IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する移行支援グループ」（TIG: Transition Implementation Group）も設置した<sup>3</sup>。
- IN4 ISSB は、TIG に提出された利害関係者の質問及び ISSB のその他の対話活動（「IFRS サステナビリティ開示基準」を採用又はその他の方法で使用するための法域別のプロセスの一部としての各法域との対話を含む。）を通じて識別された適用上の課題を検討した。スタッフは、IFRS S2 号の導入フェーズにおいて識別された具体的な適用上の課題について、これらの課題がさらなる対応を要するかどうかを検討するよう ISSB に照会した。ISSB に照会された課題は、ISSB が IFRS S2 号の公開草案の再審議において過去に検討していなかった追加的な情報を提供した。
- IN5 これらの適用上の課題に対応して、ISSB は、IFRS S2 号の的を絞った修正を提案することを決定した。ISSB は、これらの修正は、当該基準の具体的な要求事項の適用に関連した複雑性、報告の潜在的な重複のリスク及び関連するコストを低減させることによって、IFRS S2 号を適用する企業を支援すると見込んでいる。これらの修正は、一般目的財務報告書の利用者に提供されるサ

<sup>1</sup> 「アジェンダの優先度に関する協議についてのフィードバック・ステートメント」は <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/issb-consultation-on-agenda-priorities/agenda-consultation-feedback-statement-june-2024.pdf> にある。

<sup>2</sup> IFRS S1 号及び IFRS S2 号の適用を支援するために公表された教育的資料は <https://www.ifrs.org/supporting-implementation/supporting-materials-for-ifrs-sustainability-disclosure-standards/> にある。

<sup>3</sup> 「IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する移行支援グループ」の会議は、公開でウェブキャスト放送される。すべての会議の録画、アジェンダ・ペーパー及び会議の要約は、<https://www.ifrs.org/groups/tig-ifrs-s1-and-ifrs-s2/#meetings> にある。

テナビリティ関連財務情報の有用性を著しく（**significantly**）低下させるものではないと見込まれる。

IN6 修正を提案することを決定するにあたり、ISSBは、これらの修正はIFRS S2号における特定の温室効果ガス排出の開示要求に対する追加的な救済措置を提供するとともに、既存の救済措置を明確化するものとなることに留意した。また、ISSBは、これらの修正を行うことにより、当該基準の導入（**implementation**）に対する混乱のリスクは、重大で（**significant**）はないであろうことにも留意した。すべての修正案が、次のように設計されている選択的な救済措置に関連するものである又はそれらを提供するものであるからである。

(a) 企業は、これらの救済措置を適用するかどうかを、「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠に影響を与えずに（**without affecting**）選択することができる。

(b) 各法域は、これらの救済措置を自らの法域における企業が利用できるようにするかどうかを、「IFRS サステナビリティ開示基準」への各法域の整合性の程度に影響を与えずに（**without affecting**）選択することができる。

### 誰が修正案の影響を受ける（**affected**）のか

IN7 温室効果ガス排出の開示は、一般目的財務報告書の利用者に、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーを評価するのに役立てるための情報を提供する。修正案は、温室効果ガス排出の開示要求の諸側面に関連するものであり、IFRS S2号を適用する企業に対して幅広く適用されることが見込まれる。一部の企業は他の企業よりも修正案の影響を受ける（**affected**）可能性が高い。特に、次のとおりである。

(a) 金融セクターの企業は、他の企業よりも、「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の開示要求に関連する修正案の影響を受ける（**affected**）可能性が高い。

(b) 特定の GWP の数値又は特定の温室効果ガス排出の測定方法の使用に関する法域別の要求事項の対象となっている企業は、他の企業よりも、法域別の救済措置に関する修正案の影響を受ける（**affected**）可能性が高い。

### 修正案はいつ発効するか

IN8 修正案は、企業がIFRS S2号を適用することをより容易にし、当該基準の導入の過程にある企業を支援するものとなる。ISSBは、これらの修正で提案している追加的な救済措置及び既存の救済措置の明確化をできるだけ早く企業が利用できるようにすることを提案している。このため、ISSBは、これらの修正ができるだけ早く発効するように発効日を設定し、早期適用を認めることを提案している。

### 次のステップ

IN9 ISSBは、本公開草案に対して受け取るフィードバックの分析及び検討を行い、進め方を決定する予定である。ISSBは、利害関係者からのフィードバックに基づいて2025年後半に本公開草案における修正案を再審議するつもりであり、修正を迅速に公表することを目指す予定である。

## コメント募集

ISSB は、本公開草案における提案に対するコメントを、特に以下に示す質問に関して募集している。コメントは、次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記載された質問に回答している。
- (b) 関連する公開草案における具体的な項を示している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 提案の文言のうち不明確であるか、翻訳が困難となるであろう文言を識別している。
- (e) 該当がある場合には、ISSB が検討すべき代替的アプローチを含んでいる。

## コメント提出者への質問

### 質問 1—「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の測定及び開示

ISSB は、企業が「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の開示を限定することを認めることを提案している。この限定は、企業が IFRS S2 号の第 29 項(a)(i)(3)に従って「スコープ 3」の温室効果ガス排出を測定し開示するにあたり、「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の一部（デリバティブに関連する排出、ファシリテーションに係る排出及び保険に関連する排出を含む。）を除外することを認めることになる。

- (a) ISSB は、第 29A 項(a)を追加することを提案している。これは、企業が「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の開示を、IFRS S2 号において定義されているファイナンス・エミッション（企業が投資先又は相手方に対して行った融資及び投資に帰属する排出）に限定することを認めることになる。この限定の目的上、提案している第 29A 項(a)は、企業がデリバティブに関連する温室効果ガス排出を除外することを明示的に認めることになる。したがって、この項は、企業がデリバティブに関連する排出、ファシリテーションに係る排出又は保険に関連する排出を「スコープ 3」の温室効果ガス排出の開示から除外することを認めることになる。

修正案は、企業がそうすることを選択する場合には、企業がデリバティブに関連する温室効果ガス排出、ファシリテーションに係る排出又は保険に関連する排出を開示することを妨げない。

結論の根拠の BC7 項から BC24 項は、開示要求案の理由を記述している。

開示要求案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (b) また、ISSB は、第 29A 項(b)を追加することも提案しており、これは提案している第 29A 項(a)に従って「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の開示を限定する企業に対し、除外されている企業の「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出に関連するデリバティブ及び金融活動の規模を一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにする情報を提供することを要求している。したがって、ISSB は、次を追加することを提案している。

- 第 29A 項(b)(i)—デリバティブを「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の測定及び開示から除外した企業に対し、除外したデリバティブの数値 (amount) を開示することを要求する。
- 第 29A 項(b)(ii)—他の金融活動を「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の測定及び開示から除外した企業に対し、除外した他の金融活動の数値 (amount) を開示することを要求する。

「デリバティブ」という用語は「IFRS サステナビリティ開示基準」では定義されておらず、ISSB はこの用語を定義することを提案していない。その結果、企業は、提案している第 29A 項(a)に従って「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の開示を限定する目的上、何をデリバティブと

して扱うのかを決定するために判断を適用することが要求される。提案している第 29A 項(b)(i)は、「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示からデリバティブを除外した企業に対し、除外したデリバティブを説明することを要求することになる。

結論の根拠の BC7 項から BC24 項は、修正案の理由を記述している。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

#### 質問 2—ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における「世界産業分類基準」の使用

IFRS S2 号の第 29 項(a)(vi)(2)及び B62 項から B63 項は、商業銀行又は保険の活動を有する企業に対し、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示することを要求している。これらの企業は、IFRS S2 号の B62 項(a)(i)及び B63 項(a)(i)に従ってファイナンスド・エミッションの情報を分解するにあたり、相手方を分類するために「世界産業分類基準」(GICS)を用いることが要求される。

(a) ISSB は、IFRS S2 号の B62 項(a)(i)及び B63 項(a)(i)の要求事項を修正し、B62A 項から B62B 項及び B63A 項から B63B 項を追加し、一部の状況において GICS の使用についての救済措置を企業に提供することを提案している。この提案では、企業は IFRS S2 号の B62 項(a)から B62 項(b)及び B63 項(a)から B63 項(b)に従って開示されるファイナンスド・エミッションの情報を分解するにあたり、一部の状況において代替的な産業分類システムを用いることができる。

結論の根拠の BC25 項から BC38 項は、修正案の理由を記述している。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) また、ISSB は、B62C 項及び B63C 項を追加して、企業がファイナンスド・エミッションの情報を分解するために用いた産業分類システムを開示すること、及び企業が GICS を用いない場合には、産業分類システムの選択の根拠を説明することを要求することも提案している。

結論の根拠の BC25 項から BC38 項は、開示要求案の理由を記述している。

開示要求案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

#### 質問 3—「GHG プロトコルのコーポレート基準」の使用に対する法域別の救済措置

ISSB は、IFRS S2 号の第 29 項(a)(ii)及び B24 項を修正し、企業が法域の当局又は企業が上場する取引所によって、企業の一部について、温室効果ガス排出を測定するために「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準 (2004 年)」以外の方法を用いることが要求されている場合に利用可能な法域別の救済措置の範囲を明確化することを提案している。この修正は、そのような法域又は取引所の要求事項が企業の全部又は一部に適用される場合に、その要求事項が適用される限りにおいて、企業が温室効果ガス排出の測定について異なる方法を用いることを認めている救済措置について、企業の関連する部分について利用可能である旨を明確化することになる。

結論の根拠の BC39 項から BC43 項は、修正案の理由を記述している。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

#### 質問 4—地球温暖化係数の数値についての法域別の救済措置の適用可能性

ISSB は、IFRS S2 号の B21 項から B22 項を修正して、当該基準における法域別の救済措置を拡張することを提案している。ISSB は、企業の全部又は一部が、法域の当局又は企業が上場する取引所によって、IFRS S2 号の B21 項から B22 項で要求されている地球温暖化係数 (GWP) の数値以外の GWP の数値を用いることを要求されている場合に、企業は、その要求事項が適用される限りにおいて、企業の関連する部分について、そのような法域の当局又は取引所によって要求されている GWP の数値を用いるこ

## 温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案

とを認めることを提案している。

結論の根拠の BC44 項から BC49 項は、修正案の理由を記述している。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

### 質問 5—発効日

ISSB は、これらの修正の発効日を定める C1A 項から C1B 項を追加することを提案している。ISSB は、これらの修正は、企業が IFRS S2 号を適用することをより容易にし、当該基準の適用において企業を支援することになると見込んでいる。したがって、ISSB は、これらの修正ができるだけ早く発効するように発効日を設定し、早期適用を認めることを提案している。

結論の根拠の BC50 項から BC51 項は、提案の理由を記述している。

これらの修正の発効日を設定すること及び早期適用を容認することに関するアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

### 質問 6—その他のコメント

本公開草案で示している提案に対して他に何かコメントがあるか。

## 期 限

ISSBは、2025年6月27日までに受け取ったすべてのコメントを考慮する。

## コメントの方法

ISSBは、コメントをオンラインのアンケートを用いて電子的に提出することを推奨している。

アンケート <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

あるいは、ISSBは電子的に提出されたコメントレターを受け付ける。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org)

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。通常、そのような要求を認めるのは、例えば、商業的な機密事項のような正当な理由で裏付けられている場合のみである。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを希望する場合には、アンケートの回答又はレターを提出する前に [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) まで連絡されたい。

## IFRS S2 号「気候関連開示」の修正 [案]

第 29 項(a)(ii)及び第 29 項(a)(vi)(2)を修正し、第 29A 項を追加する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。修正していないが参照の便宜のために含めているサブ・パラグラフは、灰色で示している。

### コア・コンテンツ

...

#### 指標及び目標 (targets)

...

#### 気候関連の指標

29 企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する次の情報を開示しなければならない。

(a) 温室効果ガス—企業は、次のことを行わなければならない。

(i) *CO<sub>2</sub>*相当のメートル・トンで表される、報告期間中に企業が生成した温室効果ガス排出の絶対総量 (absolute gross) を開示する (B19項からB22項参照)。これは、次のように分類する。

...

(3) 「スコープ3」の温室効果ガス排出

(ii) 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準 (2004年)」に従って企業の温室効果ガス排出を測定する。ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、企業の温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを企業の全部又は一部に対して要求している場合を除く (B23項からB25項参照)。

...

(vi) 第29項(a)(i)(3)に従って開示される「スコープ3」の温室効果ガス排出については、B32項からB57項を参照し、次の事項を開示する。

(1) 「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン (スコープ3) 基準 (2011年)」に記述されている「スコープ3」カテゴリーに従い、企業の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定値 (measure) に含めたカテゴリー

(2) 企業の活動が資産運用、商業銀行又は保険を含む場合、企業のファイナンスド・エミッション (「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の一部である。) 又は企業の投資に関連する排出 (ファイナンスド・エミッション)に関する追加的な情報 (B58項からB63項参照)

...

29A 第 29 項(a)(i)(3)の要求事項を満たすための開示を作成するにあたり、次のとおりとする。

(a) 企業は、「スコープ3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出についての企業の測定値に含める内容をファイナンスド・エミッション (すなわち、企業が投資先又は相手方に対して行った融資及び投資に帰属する温室効果ガス排出) に限定することができる。「融資及び投資」という用語には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントが含まれる。資産運用活動に参加する企業については、ファイナンスド・エミ

ッションには運用資産残高に帰属する温室効果ガス排出が含まれる。この限定の目的上、企業は、デリバティブに関連する温室効果ガス排出を除外することが容認される。

- (b) 企業は、第29A項(a)に従って除外した企業の「スコープ3」「カテゴリ15」の温室効果ガス排出に関連するデリバティブ及び金融活動の規模を一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次の事項を開示しなければならない。
- (i) 除外したデリバティブの数値 (amount) 及び「スコープ3」「カテゴリ15」の温室効果ガス排出の開示を限定する目的で何をデリバティブとして扱うかの説明
  - (ii) 除外した他の金融活動の数値 (amount)

## 付録B

### 適用ガイダンス

B21 項及び B22 項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。修正していないが参照の便宜のために含めている項は、灰色で示している。

## 温室効果ガス（第29項(a)）

### 温室効果ガス排出

...

#### 地球温暖化係数の数値を用いたCO<sub>2</sub>相当の温室効果ガスの集約

- B20 第29項(a)は、企業が、CO<sub>2</sub>相当のメートル・トンで表される、報告期間中に企業が生成した温室効果ガス排出の絶対総量（absolute gross）を開示することを要求している。企業は、当該要求事項を満たすために、7種類の温室効果ガスをCO<sub>2</sub>相当量に集約しなければならない。
- B21 企業が企業自身の温室効果ガス排出を測定するために直接測定を用いる場合、報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル」の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数の数値を用いて、7種類の温室効果ガスをCO<sub>2</sub>相当量に変換することが要求される。そのような地球温暖化係数の数値を用いるという要求事項は、法域の当局又は企業が上場する取引所によって、企業の全部又は一部について、7種類の温室効果ガスをCO<sub>2</sub>相当量に変換するうえで異なる地球温暖化係数の数値を用いることが要求されない限り、適用される。例外に該当する場合、企業は、そのような法域の当局又は取引所が、企業の当該部分に対して適用することを要求している地球温暖化係数の数値を、その要求事項が企業のその部分に適用される限りにおいて、代わりに用いることが容認される。
- B22 企業が企業自身の温室効果ガス排出を見積るために排出係数を用いる場合、企業は、企業自身の温室効果ガス排出を測定する基礎として、企業の活動を最も表現する排出係数を使用しなければならない（B29項参照）。これらの排出係数により、構成するガスが既にCO<sub>2</sub>相当量に変換されている場合、企業は、報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル」の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数の数値を使用して、排出係数を再計算することは要求されない。しかし、企業がCO<sub>2</sub>相当量に変換されていない排出係数を用いる場合、企業は、報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル」の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数の数値を使用しなければならない。そのような地球温暖化係数の数値を用いるという要求事項は、法域の当局又は企業が上場する取引所によって、企業の全部又は一部について、7種類の温室効果ガスをCO<sub>2</sub>相当量に変換するうえで異なる地球温暖化係数の数値を用いることが要求されない限り、適用される。例外に該当する場合、企業は、そのような法域の当局又は取引所が、企業の当該部分に対して適用することを要求している地球温暖化係数の数値を、その要求事項が企業のその部分に適用される限りにおいて、代わりに用いることが容認される。

B24 項及び B28 項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。修正していないが参照の便宜のために含めている項は、灰色で示している。

## 温室効果ガスプロトコル

B23 第29項(a)(ii)は、企業に対し、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」に従って測定した、企業自身の温室効果ガス排出を開示することを要求している。誤解を避けるために記すと、企業は、本基準の要求事項に反しない範囲においてのみ、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」における要求事項を適用しなければならない。例えば、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」において、企業は企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出を開示することは要求されないものの、第29項(a)に従い、企業は「スコープ3」の温室効果ガス排出を開示することが要求される。

B24 企業は、法域の当局又は企業が上場する取引所が、企業の全部又は一部について、企業の温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求していない限り、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」を用いることが要求される。企業が、その全部又は一部について、法域の当局又は当該企業が上場している取引所によって企業自身の温室効果ガス排出を測定するために異なる方法を用いることが要求される場合、そのような当該法域又は取引所の要求事項が企業のその部分に適用される限りにおいて、企業は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」を用いるのではなく、当該この異なる方法をその要求事項が適用される企業の当該部分に用いることが容認される。

...

## 測定アプローチ、インプット及び仮定

...

### 他の方法及び測定アプローチ

B28 企業が第29項(a)(ii)、B24項からB25項又はC4項(a)を適用して、別の方法に従って測定した企業自身の温室効果ガス排出を開示する場合、企業は、代替的な方法のそれぞれについて次の事項を開示しなければならない。

- (a) 企業が、企業自身の温室効果ガス排出を決定するために使用する、適用される方法及び測定アプローチ
- (b) 方法及び測定アプローチを企業が選択した理由及びそのアプローチがどのように第27項の開示目的と関連しているか

B59 項、B62 項(a)及び B63 項(a)を修正する。B62A 項から B62C 項及び B63A 項から B63C 項を追加する。B62 項(a)(ii)及び B63 項(a)(ii)は修正せず、それぞれ B62A 項(b)及び B63A 項(b)として番号及び位置を変更する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。修正していないが参照の便宜のために含めている項は、灰色で示している。

## 「スコープ3」の温室効果ガス排出

...

### ファイナンスド・エミッション

...

B59 第29項(a)(i)(3)は、企業に対し、上流及び下流の排出を含め、報告期間中に企業が生成した「スコープ3」の温室効果ガス排出の絶対総量（absolute gross）を開示することを要求している。次の金融活動の1つ以上に参加する企業は、ファイナンスド・エミッション（「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の一部である。）又は「ファイナンスド・エミッション」としても知られる企業の投

## 温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案

資に関連するそれらの排出についての追加的で具体的な情報を開示することが要求される。

- (a) 資産運用 (B61項参照)
- (b) 商業銀行 (B62項参照)
- (c) 保険 (B63項参照)

...

### 商業銀行

B62 商業銀行活動に参加する企業は、次の事項を開示しなければならない。

- (a) 各産業について、資産クラス別に、「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」の温室効果ガス排出に分解された、企業自身のファイナンスド・エミッションの絶対総量 (absolute gross)。ただし、次のとおりとする。
  - (i) ~~〔削除〕産業 — 企業は、報告日時点で入手可能な最新版の分類システムを反映した、「世界産業分類基準」(GICS) の6桁の産業レベルのコードを相手方の分類に使用しなければならない。~~
  - (ii) ~~〔削除〕資産クラス — 開示には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントを含めなければならない。企業が、その他の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告書の利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない。~~
- (b) 企業の財務諸表の表示通貨で表される、資産クラス別のそれぞれの産業へのグロス・エクスポージャー。ただし、次のとおりとする。
  - (i) 資金提供された金額 — 「IFRS会計基準」又はその他の会計基準に準拠して作成されたかにかかわらず、グロス・エクスポージャーは、資金提供された帳簿価額 (該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額) として計算しなければならない。
  - (ii) 未実行のローン・コミットメント — 企業は、実行済みのローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示しなければならない。

...

B62A B62項(a)からB62項(b)に従って開示される情報について、次のように分解しなければならない。

- (a) 産業 — 企業は、B62B項に従い、産業分類システムを用いて相手方を分類しなければならない。
- (b) 資産クラス — 開示には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントを含めなければならない。企業が、その他の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告書の利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない。

B62B 産業別に分解するにあたり、企業は、以下の順序で、次の産業分類システムのうちの1つを用いて相手方を分類しなければならない。

- (a) 報告日時点で入手可能な最新版の分類システムを反映した「世界産業分類基準」(GICS) の6桁の産業レベルのコード (企業が、報告日時点で、融資又は投資の活動を分類するために企業のいずれかの部分においてGICSを用いている場合)

- (b) 企業の全部又は一部について法域又は取引所の要求事項を満たすために気候関連財務情報の報告について用いる産業分類システム ((a)が適用されず、企業の全部又は企業のいずれかの部分が、法域の当局又は企業が上場する取引所によって、報告日時点で、融資又は投資の活動を分類するために当該産業分類システムを用いることを要求されている場合)。企業が複数の法域又は取引所の要求事項の対象となっていて、そのような目的で複数の産業分類システムを用いている場合には、企業は用いる1つの分類システムを選択しなければならない。
- (c) 企業の全部又は一部について法域又は取引所の要求事項を満たすために財務報告目的で用いる産業分類システム ((a)から(b)が適用されず、企業の全部又は企業のいずれかの部分が、法域の当局又は企業が上場する取引所によって、報告日時点で、融資又は投資の活動を分類するために当該産業分類システムを用いることを要求されている場合)。企業が複数の法域又は取引所の要求事項の対象となっていて、そのような目的で複数の産業分類システムを用いている場合には、企業は用いる1つの分類システムを選択しなければならない。
- (d) 企業が一般目的財務報告書の利用者にとって有用な情報をもたらす方法で相手方を産業別に分類できるようにする産業分類システム ((a)から(c)が適用されない場合)

**B62C** 企業はファイナンスド・エミッションの情報を分解するために用いている産業分類システムを開示しなければならない。企業がこの目的でGICSを用いていない場合、企業は、産業分類システムの選択の根拠を説明しなければならない。

## 保険

- B63** 保険産業に関連する金融活動に参加する企業は、次の事項を開示しなければならない。
- (a) 各産業について、資産クラス別に「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」の温室効果ガス排出に分解された、企業自身のファイナンスド・エミッションの絶対総量 (absolute gross)。~~ただし、次のとおりとする。~~
- (i) ~~[削除] 産業 — 企業は、報告日時点で入手可能な最新版の分類システムを反映した、「世界産業分類基準 (GICS)」の6桁の産業レベルのコードを相手方の分類に使用しなければならない。~~
- (ii) ~~[削除] 資産クラス — 開示には、融資、債券及び株式投資並びに未実行のローン・コミットメントを含めなければならない。企業が、その他の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告書の利用者にとって、関連性する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない。~~
- (b) 企業の財務諸表の表示通貨で表される、資産クラス別のそれぞれの産業へのグロス・エクスポージャー。~~ただし、次のとおりとする。~~
- (i) 資金提供された金額 — 「IFRS会計基準」又はその他の会計基準に準拠して作成されたかにかかわらず、グロス・エクスポージャーは、資金提供された帳簿価額 (該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額) として計算しなければならない。
- (ii) 未実行のローン・コミットメント — 企業は、実行済みのローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示しなければならない。

...

- B63A** B63項(a)からB63項(b)に従って開示される情報について、次のように分解しなければならない。
- (a) 産業 — 企業は、B63B項に従い、産業分類システムを用いて相手方を分類しなければならない。
- (b) 資産クラス — 開示には、融資、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントを含め

## 温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案

なければならない。企業が、その他の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告書の利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない。

**B63B** 産業別に分解するにあたり、企業は、以下の順序で、次の産業分類システムのうちの1つを用いて相手方を分類しなければならない。

- (a) 報告日時点で入手可能な最新版の分類システムを反映した「世界産業分類基準」(GICS)の6桁の産業レベルのコード(企業が、報告日時点で、融資又は投資の活動を分類するために企業のいずれかの部分においてGICSを用いている場合)
- (b) 企業の全部又は一部について法域又は取引所の要求事項を満たすために気候関連財務情報の報告について用いる産業分類システム((a)が適用されず、企業の全部又は企業のいずれかの部分が、法域の当局又は企業が上場する取引所によって、報告日時点で、融資又は投資の活動を分類するために当該産業分類システムを用いることを要求されている場合)。企業が複数の法域又は取引所の要求事項の対象となっていて、そのような目的で複数の産業分類システムを用いている場合には、企業は用いる1つの分類システムを選択しなければならない。
- (c) 企業の全部又は一部について法域又は取引所の要求事項を満たすために財務報告目的で用いる産業分類システム((a)から(b)が適用されず、企業の全部又は企業のいずれかの部分が、法域の当局又は企業が上場する取引所によって、報告日時点で、融資又は投資の活動を分類するために当該産業分類システムを用いることを要求されている場合)。企業が複数の法域又は取引所の要求事項の対象となっていて、そのような目的で複数の産業分類システムを用いている場合には、企業は用いる1つの分類システムを選択しなければならない。
- (d) 企業が一般目的財務報告書の利用者にとって有用な情報をもたらす方法で相手方を産業別に分類できるようにする産業分類システム((a)から(c)が適用されない場合)

**B63C** 企業はファイナンスド・エミッションの情報を分解するために用いている産業分類システムを開示しなければならない。企業がこの目的でGICSを用いていない場合、企業は、産業分類システムの選択の根拠を説明しなければならない。

## 付録C

### 発効日及び経過措置

C1A 項及び C1B 項を追加する。新規の文言に下線を付している。

### 発効日

---

...

C1A [ 年 月 ] 公表の「温室効果ガス排出の開示に対する修正」により、次のとおりとされた。

(a) 第 29 項(a)(ii)、第 29 項(a)(vi)(2)、B21 項から B22 項、B24 項、B28 項、B59 項、B62 項(a) 及び B63 項(a)が修正された。

(b) 第 29A 項、B62A 項から B62C 項、B63A 項から B63C 項及び C1A 項から C1B 項が追加された。

C1B 企業は、[ 年 月 日 ] 以後開始する年次報告期間より C1A 項に列挙した修正を適用しなければならない。早期適用は容認される。企業がこれらの修正を早期に適用する場合、その旨を開示しなければならない。

## 「SASBスタンダード」の結果的修正

表 A1 は、修正が提案されている IFRS S2 号の各項を参照している「SASB スタンダード」を列挙している。IFRS S2 号への参照は、これらの「SASB スタンダード」の技術的プロトコルにおいて行われている。ISSB は、当該参照を IFRS S2 号の修正と整合させるために必要な「SASB スタンダード」の結果的修正を行うことになる。

表 A1 — 「SASB スタンダード」の結果的修正

修正の種類	「SASB スタンダード」	開示トピック
「SASB スタンダード」に含まれている技術的プロトコルにおける IFRS S2 号の特定の項への参照の更新	資産運用及び管理業務	ファイナンスド・エミッション
	商業銀行	ファイナンスド・エミッション
	保険	ファイナンスド・エミッション

## ISSBによる公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」（2025年4月公表） の承認

---

公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」は、国際サステナビリティ基準審議会の14名のメンバー全員により公表が承認された。

エマニュエル・ファベール	議長
ジンドン・ファ	副議長
スザンヌ・ロイド	副議長
リチャード・バーカー	
ジェニー・ボフィンガー=シュスター	
ベリティ・チェガー	
ジェフリー・ヘイルズ	
マイケル・ジャンツイ	
小森 博司	
ビン・レン	
ンディディ・ンノリ=エドジエン	
タエ=ヤン・パイク	
ベロニカ・ポンチェバ	
エリザベス・シーガー	



Columbus Building  
7 Westferry Circus  
Canary Wharf  
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**  
Email **customerservices@ifrs.org**

**ifrs.org**